

確認書(約款)

ホソダ興産のレンタカーに対する保険契約内容をご紹介します。

対人:無制限 対物:無制限 搭乗者傷害:500万 車両:時価

ただし、対物事故、車両保険(盗難)を使う場合は1つの事故に関しまして免責額5万円(最大10万)をご負担いただきます。

手のひらサイズまでの板金、修理は一律3万円となります。

その他、車両保険を使う大きな事故、修理、盗難などで次のお客さんに迷惑ををかけてしまう場合は2万円の営業保証がかかります。

免責額補償制度(1日1000円+税、1ヶ月最大15000円+税)

対物と車両の負担金(各5万円、最大10万円)を保証する制度。複数事故時は初回のみ適用。**ただし2万円の営業補償は発生します。**

事故例

高級外車にぶつけてしまって(修理代70万)さらに相手に怪我をさせた。レンタカーも廃車

(対物保険5万+車両保険5万+休業補償2万=計12万円のお客様負担)

レンタカーで止まっている自爆、ボディに傷をつけてしまった

(手のひらサイズまでのキズ、ヘコミは一律3万円、それ以上は車両保険5万+休業補償2万=計7万円のお客様負担)

車が盗難された

(車両保険5万+休業補償2万=7万円のお客様負担)

万一、事故が発生した場合！ 以下の手順で対処を進めてください。

①まずは、ケガ人の救護をします。

②車を安全な場所に移動します。

③救急車を呼ぶときは119番、警察は110番に通報します。

(その際、事故の発生場所と分りやすい目印や、ケガ人の有無をご報告ください。)

※警察の届出が無い場合は、保険適用となりませんので、必ずご連絡をお願いします。

また、その場では示談交渉をしないでください。保険が適用できない場合があります。

④当店にも事故の連絡をお願いいたします。【0120-255-617】

駐車違反について

万が一、レンタカーで違法駐車をした場合、借受人または運転者はご自分で違法駐車に関わるお手続き

(警察署への出頭ならびに反則金の納付)のうえ、帰着時にご提示ください。

※反則金だけのお支払いだけでなく、必ず指定された警察署への出頭もお願いいたします。

警察署への手続きを怠りますと、対象車両が違反車両とみなされ、営業に差し支える場合は、損害補償をお客様にいただく場合がございます。必ず指定された警察署にも出頭し手続きをお願いいたします。

運転中はレンタカー**貸渡証**ならびに運転免許証を所持し、貸渡約款、道路交通法を遵守のうえ、安全運転を心がけてください。

返却時間までにお近くのガソリンスタンドにて、燃料満タンにしてお戻りください。

返却時間に間に合わない時は、当社までご連絡をお願いいたします。

スタッフ一同、無事のお帰りをお待ち申し上げます。